第十九条第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第十九条の二　次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

一　第八条第三項の規定による申出の受理

二　第九条第一項の規定による申出の受理

三　第十八条第一項の規定による請求の受理

四　第十九条第二項の規定による請求の受理

五　前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2　国民年金法第百九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、機構による前項各号に掲げる権限に係る事務の実施について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百九条の四第三項	
前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構	日本年金機構（以下「機構」という。）
第一項各号	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（以下「中国残留邦人等支援法施行令」という。）第十九条の二第一項各号
若しくは一部	又は一部
若しくは不適当	又は不適当
第百九条の四第四項	
、前項	、中国残留邦人等支援法施行令第十九条の二第二項において準用する前項
第一項各号	同条第一項各号
又は前項	又は同条第二項において準用する前項
するとき（次項に規定する場合を除く。）	するとき
第百九条の四第六項	
、第三項	、中国残留邦人等支援法施行令第十九条の二第二項において準用する第三項
第一項各号	同条第一項各号
又は第三項	又は同条第二項において準用する第三項
第百九条の四第七項	
前各項	中国残留邦人等支援法施行令第十九条の二第一項並びに同条第二項において準用する第三項、第四項及び前項
第一項各号	同条第一項各号

（機構への事務の委託）

第十九条の三　厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一　第十条第二項、第十一条から第十三条まで及び第十四条第一項の規定による老齢基礎年金又は老齢年金の支給に係る事務（当該老齢基礎年金又は老齢年金の裁定を除く。）

二　第十七条並びに第十九条第一項及び第四項の規定による老齢基礎年金等の額の改定に係る事務（前条第一項第一号及び第二号に掲げる申出の受理並びに同項第四号に掲げる請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。）

三　第十八条第二項の規定による繰上げ年金の額の改定に係る事務（前条第一項第三号に掲げる請求の受理及び当該改定に係る決定を除く。）

四　前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2　国民年金法第百九条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、同条第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（同項において「中国残留邦人等支援法施行令」という。）第十九条の三第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「中国残留邦人等支援法施行令第十九条の三第一項及び同条第二項において準用する前項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三十条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の表国家公務員共済組合法の項中「第百十三条第二項」を「第百十三条第四項」に改め、同表地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の項中「第百四十四条の二十四の二第二項」を「第百四十四条の二十四の二第四項」に改め、同表私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の項中「第四十七条の三第二項」を「第四十七条の三第四項」に改める。

第二十二条第一項の表附則第十二条の八第二項の項及び附則第十二条の八第九項の項、第二十三条第一項の表第七十三条の二第一項の項及び第四項の表第十一条の十第七項の項、第二十四条第一項の表附則第三十八条第一項の項並びに第三十条第二項から第四項まで及び第六項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三十一条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第八項及び第十条第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十二条第一項の表国家公務員共済組合法の項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に、「第百十三条第二項」を「第百十三条第四項」に、「第百十三条第三項」を「第百十三条第五項」に改める。

第二十三条及び第二十九条第六項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十二条の表国家公務員共済組合法の項中「第百十三条第二項」を「第百十三条第四項」に、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第三十二条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の二中「第百三十七条第六項」を「第百三十七条第九項」に改める。

第四十二条の二第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第四十三条中「第六項までの規定の」を「第八項までの規定の」に改め、「速やかに」と」の下に「、同条第七項中「第一項」とあるのは「第百三十八条第一項（第百四十条第三項において準用する場合を含む。）」と、「第五項」とあるのは「第百三十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する第五項」と、同条第八項中「前項」とあるのは「第百三十八条第二項（第百四十条第三項において準用する場合を含む。）において準用する前項」と」を加える。

第四十四条の表第百三十六条第四項から第六項までの項の次に次のように加える。